

第5次羽生市行政改革大綱

前期行政改革プログラム

平成22年3月

羽 生 市

目 次

行政改革大綱	1
Ⅰ. 更なる行政改革の必要性	2
1. 行政改革等に関する本市の取り組み	2
2. 本市の財政状況	4
3. 本市を取り巻く社会状況	5
4. 更なる改革の必要性	5
Ⅱ. 行政改革の基本方針	6
1. 地方自治体としての使命	6
2. 改革の基本方針	7
3. 行政改革に向けた視点	8
Ⅲ. 取組期間	10
Ⅳ. 行政改革における重点項目	10
Ⅴ. 推進体制	13
前期行政改革プログラム	15
Ⅰ. プログラムの位置付け	16
Ⅱ. 実施期間	16
Ⅲ. プログラム実施の基本姿勢	16
Ⅳ. 行政改革における重点項目	17
1. 市民等と行政の協働の推進	17
2. 事務事業等の見直し	18
3. 組織機構の見直し	22
4. 定員管理及び給与等の適正化	22
5. 職員の意識改革と人材育成	25
6. 電子自治体の推進	26
7. 公共施設の運営適正化	28
8. 自主性・自立性の高い財政運営の確立	29
9. 地方公営企業の経営健全化	32
10. 外郭団体等の経営改革	32
11. 広域連携による業務の効率化	34

行政改革大綱

I. 更なる行政改革の必要性

1. 行政改革等に関する本市の取り組み

(1) これまでの取り組み

本市の行政改革は、昭和 60 年度に第 1 次行財政改革大綱を策定して以来、これまで 4 次にわたり行政改革大綱を策定し、計画的に実施してまいりました。

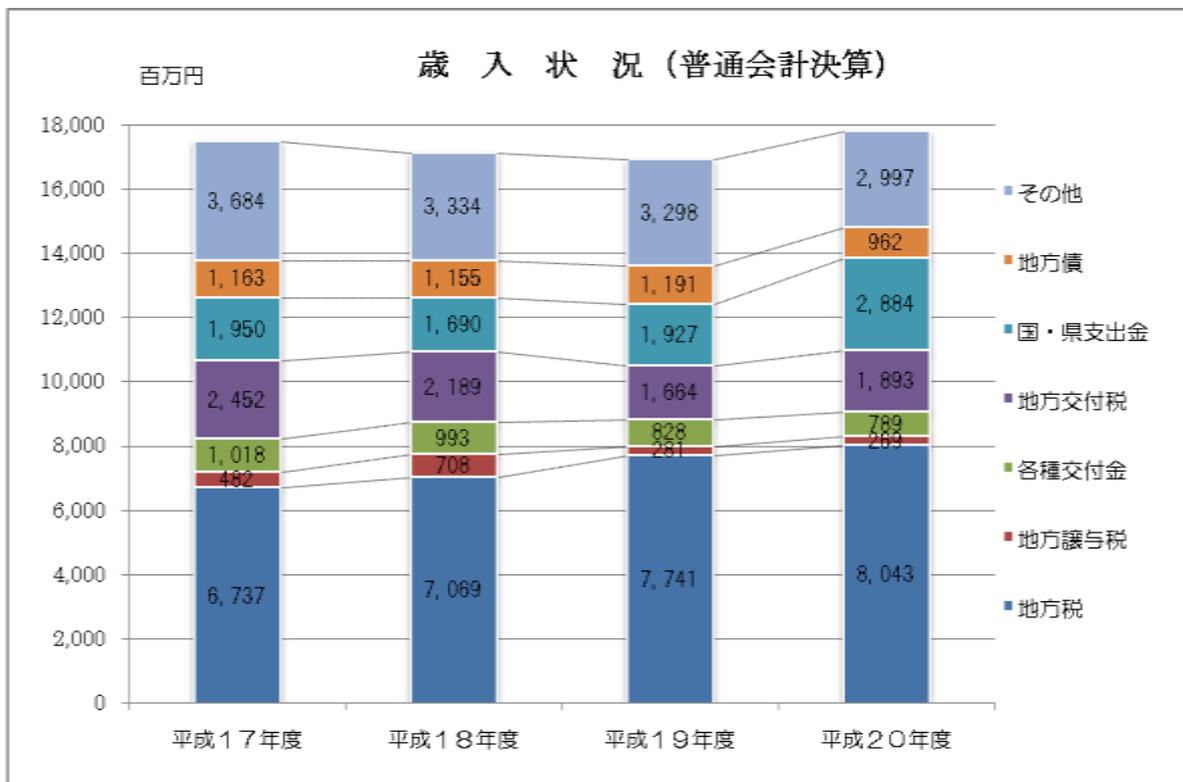
特に平成 18 年 8 月に策定した第 4 次行政改革大綱については、国の構造改革や国から地方への権限移譲、補助金の削減及び地方交付税の削減、いわゆる三位一体の改革が実施され、厳しい行政経営への対応のため「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき策定したものです。

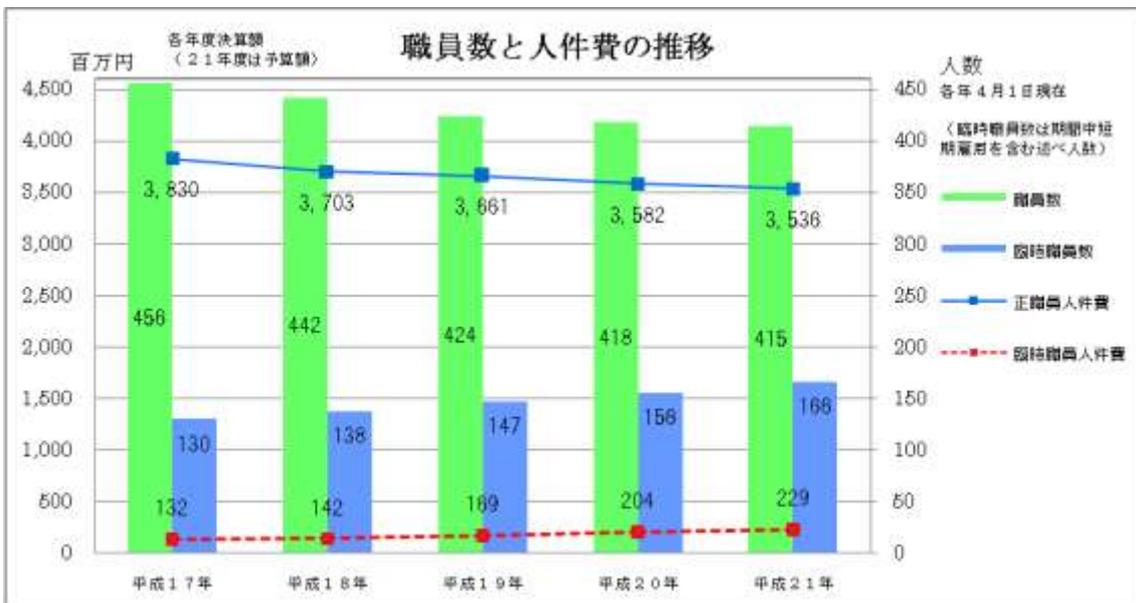
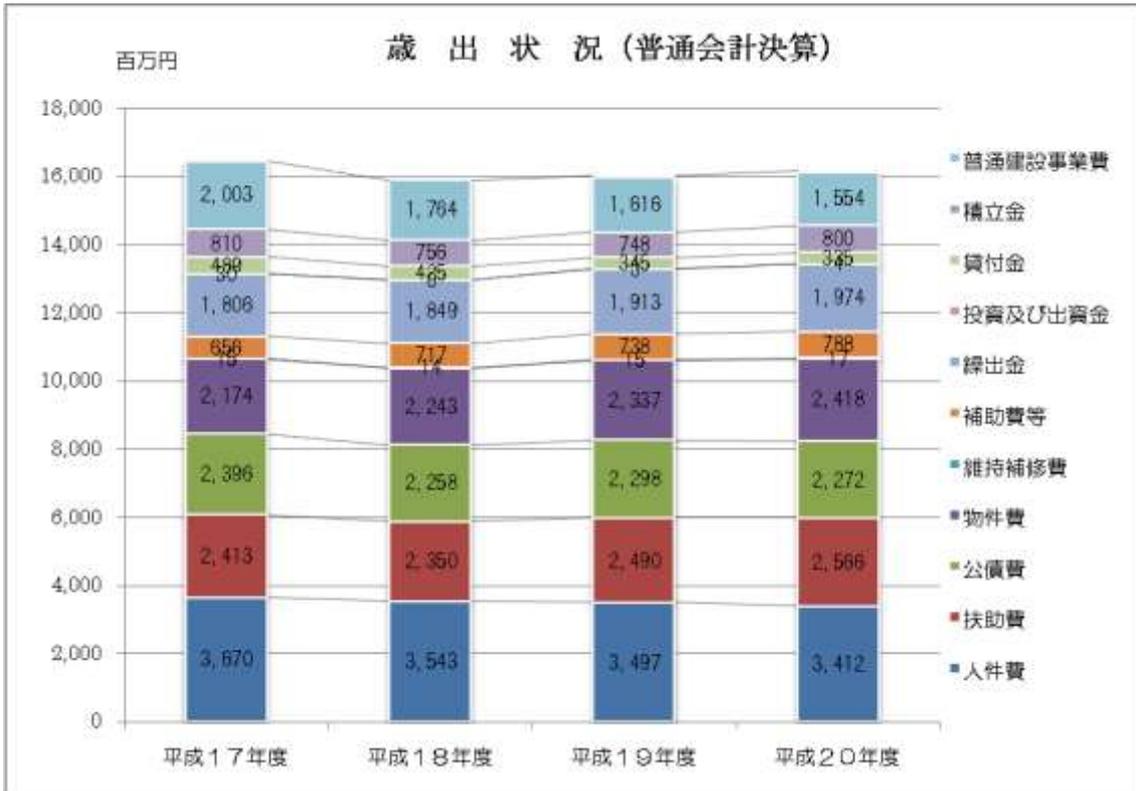
そして「簡素で効率的かつ迅速な行政の推進」を主な基本方針とし、10 項目の重点事項により計画的に行政改革を実施してまいりました。

このことにより、歳入については、市税収納率を 93.4%（基準年：平成 16 年度より 1.5%の向上）へと向上し、また使用料等については、平成 20 年 10 月に見直しを行い、約 4,800 万円の効果を得られるとともに、適正な受益者負担が図られました。

一方、歳出については、事務事業の見直しにより約 9,800 万円の累積削減を得られたほか、職員定員についても 41 人の削減を実行し、累積額で約 5 億 4,000 万円の人件費を削減しました。

加えて地方債残高も繰上償還を実施するとともに、新規の地方債については圧縮を図り、将来の義務的経費についても削減をしました。





(2) 今後の行政改革における課題の整理

本市の行政改革により、当初予想された収支ギャップは計画期間中においては回避されたものの、現行の行政改革大綱及びそれを具体化するための集中改革プランに掲げた項目について必ずしもすべてが達成されているものではありません。

具体的には、事業の「選択と集中」・不要事業の廃止・公の施設の民間委託等による業務の減量化を図り、予算額削減を実現し、あわせて職員定員削減へと発展

すべきものが、現状は職員定員削減が先行し、結果として職員1人当たりの業務負担の増加を招き、それにより臨時職員を増加させる要因にもなっています。

このことから、今後も、現行の集中改革プランの未達成事項についても引き続き計画的に実施する必要があります。

一方で、新たな政権下で地方分権改革推進委員会の勧告を受け、更なる地方分権の推進（地域主権の確立）を計画しており、新たな権限の移譲により業務量の増加が予想されます。

2. 本市の財政状況

歳入面では、平成19年度以降は税源移譲により市民税の増加が図られたものの、地方交付税が減少し、全体としては減少傾向にあります。

また、少子高齢社会を迎え生産年齢人口^{注1}の減少から市民税の増加は見込めない状況にあります。

歳出面では、人件費の削減が図られたものの、少子高齢社会を迎え福祉関係経費など扶助費の増加と公共施設の老朽化による維持管理のための経費の増加が予測されます。

これらのことから、今後の財政状況は、これまで以上に厳くなるものと予想されます。

財政指標

単位：％・割合

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常収支比率 ^{注2}		86.6	87.1	88.5	87.8
財政力指数 ^{注3}		0.718	0.743	0.773	0.801
公債費比率 ^{注4}		18.0	16.5	16.4	15.5
公債費負担比率 ^{注5}		17.9	16.1	17.3	15.8
健全化判断比率	実質赤字比率 ^{注6}	—	—	—	—
	連結実質赤字比率 ^{注7}	—	—	—	—
	実質公債費比率 ^{注8}	17.7	17.0	13.2	12.4
	将来負担比率 ^{注9}			166.5	148.2

注1) 生産年齢人口

15歳から64歳までの人口で、一般的に生産活動に従事しうる年齢層の人口

注2) 経常収支比率

地方税や地方交付税などの経常的に確保できる収入に対して、人件費や公債費などの経常的な経費の割合を示す値（数値が小さいほど財政的に弾力性がある）

注3) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示すもの（数値が大きいほど財政的に豊かであるといえる）

注4) 公債費比率

地方債の発行に伴う毎年度の公債費の一般財源に占める割合（比率が高いほど財政硬直化の要因となる）

注5) 公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合（比率が高いほど財政が硬直化しているといえる）

注6）実質赤字比率

一般会計等（普通会計に相当する会計）の赤字の程度を指標化したもの

注7）連結実質赤字比率

一般会計や特別会計、公営企業会計などのすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの

注8）実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）などの大きさを指標化したもので、標準的な状態で収入となる一般財源の規模に占める年間の公債費の割合を示したものの

注9）将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債がどの程度あるのかを指標化したもの

3. 本市を取り巻く社会状況

本市の人口は、平成12年をピークに減少に転じていますが、核家族化の進行にともない世帯数は増加傾向にあります。また、平成20年には、年少人口^{注10}は全体の13.4%となり、生産年齢人口は65.5%、高齢者人口^{注11}は21.1%と超高齢社会となりました。

一方、社会経済状況は、世界同時不況に見まわれ、日本経済もいまだに景気回復の兆しが見えない状況で、雇用不安や生活困窮などを発生させております。

また、本市の行政改革大綱は平成18年8月に策定しましたが、国は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を制定するとともに、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を地方自治体に発信し、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」による行政サービスの民間へのアウトソーシングの手段を新たに作り、更なる行政改革を求めています。

加えて、平成19年から審議を重ねている地方分権改革推進委員会は、国に対し4次にわたる勧告を実施し、地方分権型社会システムへの転換や地方の自主性と自立性を求めています。

これらは、新たな政権下で、平成21年12月策定の地方分権改革推進計画として明文化され、今後は、地方主権一括法（予定）の制定など、地方自治体に対し地域主権としての政策が強力に推し進められようとしています。

注10）年少人口： 0歳から14歳までの人口

注11）高齢者人口： 65以上の人口

4. 更なる改革の必要性

（1）社会環境の変化への対応

市民の生活様式は、「もの」の豊かさから心の豊かさやゆとりを大切にする生活様式に変化してきています。

これらは市民の価値観の多様化につながり、また行動範囲は流通・交通・情報の分野でボーダレス化が進み、従来の社会構造に変化が生じています。

今後、地方自治体においては、これらの時代の大きな変化やそのスピードに柔軟かつ迅速に対応する行政システムが必要となります。

(2) 地域主権にふさわしい行政経営の推進

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方分権改革推進計画や地方主権一括法（予定）の制定など、地方自治体の責任の増加と自主・自立への流れがますます加速されます。

このことは、その地域の実情にあった行政サービスを提供・享受するという、すなわち本来の「地方自治」の形に近づくものです。

今後、地方自治体がこれまで以上に地方分権社会にふさわしい行政システムを確立し、持続可能な行政経営を実施するためには財政基盤の強化、経営の視点による行政ニーズへの対応や資源（ひと・もの・かね）の「選択と集中」を図る必要があります。

(3) 多様な主体を活かした地域経営の推進

多様化する市民ニーズに対応していくためには、これまでの経営資源では限界にきています。

今後はこれまで行政が提供してきたサービスを改めて検証し、本来行政が実施すべきサービスであるかなど、行政評価を活用し、常に的確・迅速な見直しを図る必要があります。

また、地方自治体においては、戦略的な地域経営に資源の重点配分を図り、その地域内においては、多様な主体による公共的サービスの提供により、総体的に公共サービスを維持・拡大する「協働のまちづくり」や「新しい公共の形成^{注12}」意識の普及が必要です。

これらのことから、更なる行政改革に取り組むため、現行の第4次羽生市行政改革大綱及び集中改革プランを継承しつつ、平成22年度を初年度とする第5次羽生市行政改革大綱及び前期行政改革プログラムを策定するものです。

注12) 新しい公共の形成

地域のサービスを行政のみで提供していくという発想から脱却し、市民、NPO、民間企業者などの地域の力を結集し、行政と民間が多元的に協働しあい、公共サービスの提供を進めていこうとする考え方

II. 行政改革の基本方針

1. 地方自治体としての使命

(1) 住民福祉の向上

地方自治体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するものであり、そのために事業の優先度や貢献度等を見極めていくことが必要です。

(2) 最小の経費で最大の効果

地方自治体は、市民の負担に基づき行政経営を行っていることから、その事業執行については、無駄を省き、最小の経費で最大の効果を発揮する必要があります。

このことから、大きく変化する社会状況や市民ニーズに対応するため、行政サービスの「選択と集中」を図り、限られた経営資源を有効に活用しなければなりません。

(3) 組織及び経営の合理化

社会状況の変化や市民ニーズに迅速に対応するため、常に行政組織を見直し、的確に行政サービスを提供する必要があります。

このことから、小さな市役所を実現しながら、機動力のある組織と人材の重点配分を行わなければなりません。

2. 改革の基本方針

本行政改革は、極めて厳しい財政状況を克服し、自立的かつ持続的な都市経営を図り、羽生市の将来都市像「**活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生**」を実現するため、「羽生市まちづくり自治基本条例」の趣旨を踏まえながら、以下の基本方針により推進します。

【基本方針1】

積極的に市民等との情報共有に努め、市民等と行政がパートナーとして連携し、協働のまちづくりを推進する。

【基本方針2】

政策・施策・基本事業・事務事業をはじめ、全ての行政経営について簡素で効率的かつ迅速な行政の推進を図る。

【基本方針3】

市民等と行政の役割分担を行い、小さな市役所を実現する。

【基本方針4】

健全な財政運営を実現する。

3. 行政改革に向けた視点

今後、個々の事案やそれぞれの立場で改革していくために以下のとおり改革の視点を定め取り組んでいきます。

(1) 経営の視点

行政評価システムの活用等により、限られた資源を有効かつ効率的にマネジメントし、持続可能な都市経営を行います。

(2) 減量の視点

事務事業等について、目的が薄らいだ事業や重複事業の縮小・廃止、公民役割分担などの見直しにより、行政の守備範囲の縮小や事業の減量化を推進します。

(3) サービス向上の視点

職員の資質向上や民間活力の活用により、経費の増大をとまなうことなくサービスの質の向上を目指します。

(4) 全国水準（ナショナル・スタンダード^{注13}）から地域水準（ローカル・オプティマム^{注14}）への転換の視点

これまで、最低限の水準を保障するナショナル・ミニマム^{注15}が高度成長に支えられ、さらに1億総中流社会への流れの中で、全国一律の水準（ナショナル・スタンダード）が浸透し、地方自治体は、多くの行政サービスをフルセットで提供してきました。

今後は厳しい財政状況により、その全てを提供することは困難になると予想されることから、それぞれの地域にふさわしい行政サービスの提供とならざるを得ません。

このことから、市民ニーズや財政状況などに応じた、地域にふさわしい行政サービスの選択と実行を行うという「ローカル・オプティマム」の考え方に基づく行政経営を目指します。

(5) 健全財政の視点

少子高齢社会にとまなう福祉施策や環境対策などが予想されますが、厳しい財政状況においてもこれらの新たな行政ニーズに対応していかなければなりません。

これらの新たな行政ニーズに対応するためには、財政の健全化・弾力化を図ることが重要です。そのために、「最小の経費で最大の効果を発揮する」ことを基本に、今後の財政需要の推計を行うとともに歳入・歳出の見直しを継続します。

注13) ナショナル・スタンダード

全国標準的な（公共サービス）水準

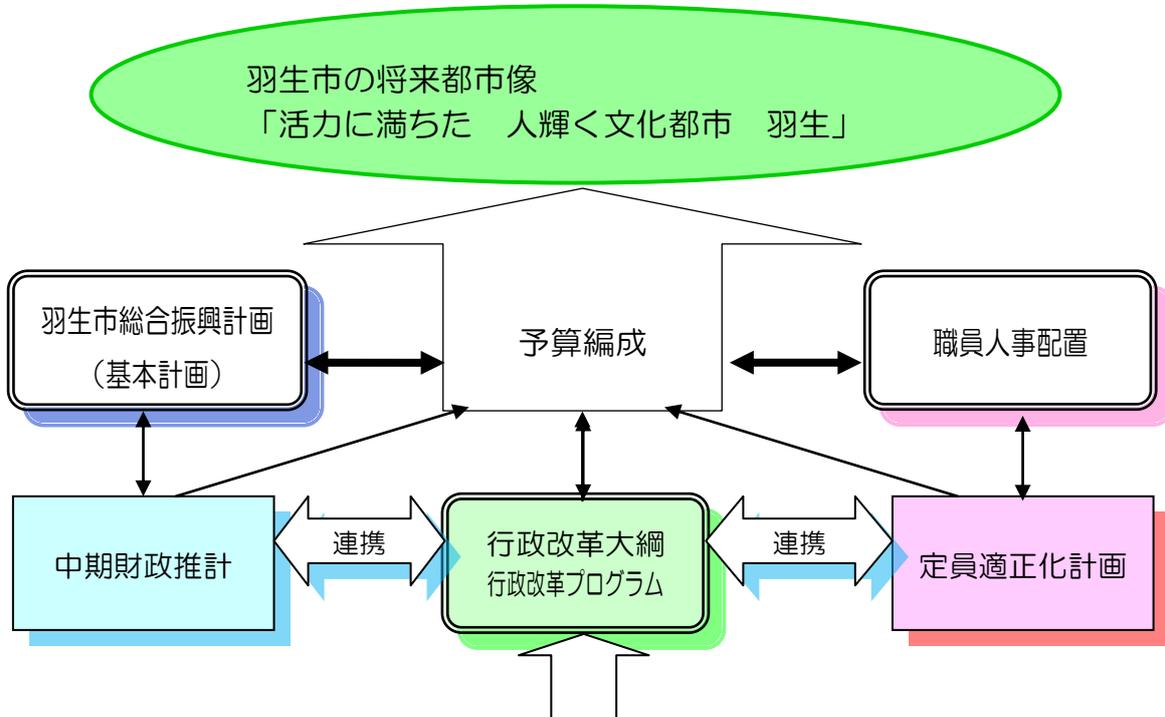
注14) ローカル・オプティマム

効率的な公共サービスと社会資本を提供し、そのための負担を明らかにすることで住民の選択による行政運営を行うこと。また、地域実情に応じた望ましい水準

注15) ナショナル・ミニマム

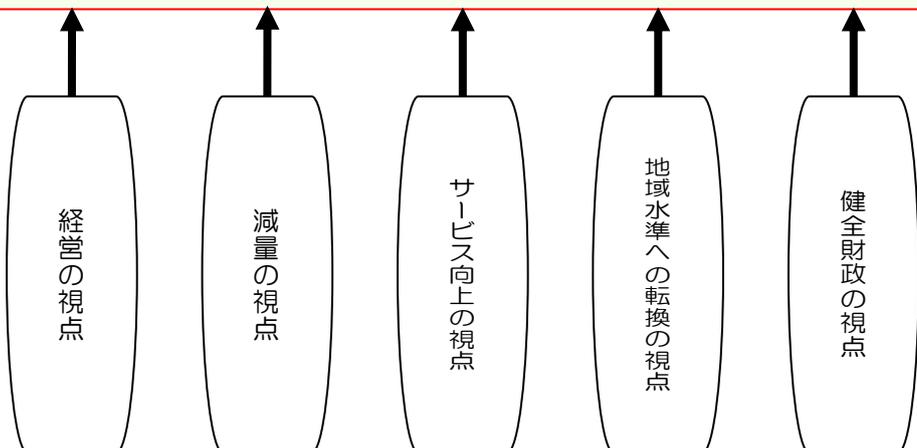
国民全体に対して保障される必要最低限の生活水準、又は必要最小限の公共サービス

羽生市行政改革のイメージ



改革の基本方針

- 1 積極的に市民等との情報共有に努め、市民等と行政がパートナーとして連携し、協働のまちづくりを推進する。
- 2 政策・施策・基本事業・事務事業をはじめ、全ての行政経営について簡素で効率的かつ迅速な行政の推進を図る。
- 3 市民等と行政の役割分担を行い、小さな市役所を実現する。
- 4 健全な財政運営を実現する。



Ⅲ. 取組期間

行政改革大綱		平成22年度～平成29年度（8年間）
行政改革プログラム	前期	平成22年度～平成25年度（4年間）
	後期	平成26年度～平成29年度（4年間）

Ⅳ. 行政改革における重点項目

1. 市民等と行政の協働の推進

これまで行政は、市民の多種多様かつ膨大な行政ニーズに対応し、様々な公共サービスを提供してきましたが、今後も更なる地方分権により増加傾向にあります。

しかしながら、限られた財源のなかで行政であらゆる公共サービスを提供することは限界に近い状況にあります。

したがって、今後は、行政が公共サービスを提供することに加え、協働の観点から、行政が一定の関わりを持ちつつ市民等（市民、住民団体、NPO、企業等）が公共サービスを提供する仕組みが必要となります。

そのために、「民間でできることは、民間に任せる」ことを基本に、人材や資金など民間経営資源を最大限に活用し、市民等と行政の協働のまちづくりを実現し、行政が担う役割の重点化を図ります。

- （1）市民参加の推進
- （2）市民等との協働のまちづくりの推進

2. 事務事業等の見直し

限られた財源のなかで、社会状況の変化や地方分権の推進、さらには市民の多種多様な行政ニーズに的確に対応するため、事務事業等について、行政サービスとしての妥当性、有効性、効率性及び受益と負担の公平性の観点から絶えず見直しを行い、事業の「選択と集中」を図ります。

その際、識見を有する市民等により構成される行政改革推進委員会等の意見や行政評価の外部評価結果を取り入れながら見直しを行います。

- （1）施策・基本事業・事務事業の整理合理化と集中化
- （2）アウトソーシングの推進
- （3）事務執行の迅速化
- （4）行政評価システムの展開

3. 組織機構の見直し

平成20年4月1日に大規模な組織機構の見直しを実施しましたが、さらに新たな行政課題や市民の多種多様な行政ニーズに迅速に対応ができる簡素で効率的・弾力的な組織機構にするため、常に点検・評価及び整備を行います。

- （1）組織機構の簡素合理化
- （2）意思決定の迅速化

4. 定員管理及び給与等の適正化

今後の社会情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政サービスの範囲、施策の内容及び手法を見直し、職員の適正配置、積極的なアウトソーシングの推進、臨時職員の活用、市民等との協働の取り組みなどを通じて、職員の削減と適正な処遇を実施しつつ職員及び臨時職員を含む総人件費の抑制に努めます。

また、給与等については、その制度・運用・水準の適正化を図ります。

審議会等委員報酬については、その性質を踏まえたうえで、支給の根拠を明確にし、そのあり方を検討します。

- (1) 定員管理
- (2) 総人件費の抑制
- (3) 給与等の適正化
- (4) 報酬等の見直し

5. 職員の意識改革と人材育成

行政改革を円滑に推進するためには、全職員が行政の仕組みを変えるという意識と危機管理意識を共有し、総力を挙げて行政改革に取り組むことが必要です。

そのために、「改革の心」を持つことや時代の変化に対応できる高い政策能力及び柔軟な発想を引き出すため、職員に対し意識改革と積極的な人材育成を行います。

- (1) 職員の意識改革
- (2) 人材育成

6. 電子自治体の推進

行政サービスの向上及び事務の効率化を図るため、セキュリティの確保を保ちながら、インターネットによる申請サービス、総合行政ネットワーク（LGWAN）^{注16}、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス等の基盤を活用し、電子自治体化を推進します。

- (1) 行政サービスの向上
- (2) 行政事務の効率化

注 16) 総合行政ネットワーク（LGWAN）

Local Government Wide Area Network の略で、全ての地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、電子文書交換等の地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報共有による情報の高度利用を図ることを目的とする高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。

7. 公共施設の運営適正化

公共施設においては、社会経済情勢や市民ニーズを十分見極め、市全体として有効的・効率的活用のため、統合や廃止を含め再配置を検討します。

また、存続する施設については、施設運用・活用の効率化・多様化を推進します。

- (1) 公共施設の統合・廃止・再配置の検討
- (2) 公共施設の効率的運用

8. 自主性・自立性の高い財政運営の確立

本市が、今後も適正な行政サービスを提供し続けるためには健全な財政運営が必要です。

そのためには、自主財源の確保が重要であり、引き続き市税等の徴収率の向上に努めるとともに、他の収入についても負担と受益の公平性に基づいた適正な見直しを図ります。

また、徹底した支出抑制に努め、市債へ過度に依存しない財政運営を図ります。

- (1) 財政健全化の推進
- (2) 自主財源等歳入の確保
- (3) 経費の節減・合理化

9. 地方公営企業の経営健全化

水道事業及び下水道事業の地方公営企業は、独立採算の原則の下、経済性の発揮を経営の基本原則として住民福祉の増進を図ることが求められているため、今後の大規模改修にも耐えることができる経営基盤の強化を図ります。

10. 外郭団体等の経営改革

外郭団体（特に第三セクター）は、地方自治の要請を受けて様々な行政サービスの提供主体として重要な役割を果たしていますが、市の財政的支援を受けて安定的な運営を実施してきました。

しかしながら、本市の財政状況は厳しく、また、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことや公益法人改革により、その役割を見直す時期に来ています。

一方、土地開発公社については、市の開発型経営からの脱却により土地の先行取得の必要性が薄くなったことから業務縮小の傾向にあります。

これらのことから、外郭団体の存在意義や役割等を検証し、統廃合や市の関与の在り方について抜本的な見直しを図り、また経営状況の監視や情報公開に努め、健全経営に向け取り組むよう要請します。

- (1) 第三セクターの経営改善
- (2) 外郭団体の経営改善

11. 広域連携による業務の効率化

本市の行政サービスは、その多くが羽生市だけで実施している状況であります。しかしながら、事業実施に莫大な経費を要するものについては、効率化の観点から複数の地方公共団体で共同処理をすることが望ましいものもあります。

今後、共同処理をしたほうが効率的である事業については、近隣自治体に積極的に働きかけを行い、広域的共同処理を目指します。

V. 推進体制

行政改革は、全庁的な取り組みとして実施するものであり、また総合的な推進を図る必要があるため、市長を本部長とする「羽生市行政改革推進本部」において進行管理を行います。

また、より機動的に行政改革を進めるうえから、必要により横断的な検討体制で取り組みます。特に緊急かつ専門性の高い課題については、専門部会を設置し集中的に取り組みます。

本行政改革大綱は、識見者等で組織する「羽生市行政改革推進委員会」に諮問し、その答申を受けて策定していることから、本委員会に対し年度毎にその進捗状況を報告し、かつ翌年度の重点事項等について意見を聞きながら推進していくものとします。

前期行政改革プログラム

I. プログラムの位置付け

前期行政改革プログラムは、第5次羽生市行政改革大綱を集中的・計画的に実施するための短期的実行計画として位置付けるものです。

II. 実施期間

実施期間を平成22年度～平成25年度の4年間とします。

III. プログラム実施の基本姿勢

本プログラムを着実に実行していくためには、新たな行政改革大綱に掲げた重点項目等について、その工程表を作成し計画性を持って進行管理をすることが必要です。

そして、行政改革を全市的に推進するには、職員が牽引役として活躍することが重要であることから、以下のとおり基本姿勢を定めます。

1. 第4次行政改革大綱及び集中改革プランを継承する。
2. 例外を設けず、先送りせず、弛まぬ改革に取り組む。
3. 全国水準から地域水準への転換と身の丈に合った行政サービスを選択・実行する。

なお、今後の進行管理や成果・効果測定については、平成21年度を基準年度と定めます。

IV. 行政改革における重点項目

1. 市民等と行政の協働の推進

(1) 市民参加の推進

市民本位のまちづくりを推進するため、市民への説明責任を果たし、市政懇談会、パブリックコメント制度等を活用し、行政経営について市民参画を推進します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	情報公開の推進	行政の活動について、積極的にその状況を公開し、透明性の確保に努める。	全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	行政課題や市民ニーズの的確な把握と反映	市長への手紙、市民意識調査、パブリックコメント、電子メール及び市政懇談会を活用し市民ニーズの的確な把握に努め、政策及び施策に反映させる。また、市民ニーズのフィードバックシステムを構築する。	秘書広報課 関係各課	実施	⇒	⇒	⇒
③	市政への市民参画の推進	各種計画策定に際し、市民公募委員の拡大やパブリックコメント制度の活用により、市民の意見を反映させる。	秘書広報課 関係各課	実施	⇒	⇒	⇒
④	審議会等への女性参加の促進	各種審議会等への女性委員の参加を促進し、参加率を30%以上とする。	人権推進課 全課	実施	⇒	⇒	⇒

(2) 市民等との協働のまちづくりの推進

これまでも「協働による地域づくり事業」を進めてきましたが、市民が公共サービスに求めるものは、価値観の多様化等にともない、多種多様・高度化しており、今後も厳しい財政状況と社会保障費等の増加により、行政だけではその全てに対応することは困難になってきています。

したがって、これまでの行政が実施してきたサービスの一部を行政以外の主体が公共的サービスとして提供し、全体としてサービスの量・水準を維持・拡大する仕組みである「新しい公共の形成」を推進することが必要です。

このことから、行政評価を活用しながら、行政は真に行政が行わなければならないサービスを提供し、行政以外でサービスの提供が可能なものについては、市民・企業・NPO等が担っていくこと（民間でできることは民間で、民間にできないことは行政が行う）により公民の役割を明確化し、互いに補完しあう協働のまちづくりを実現します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	市民協働のまちづくりの推進	市民との協働のまちづくり指針により普及啓発を図り、職員については、協働ハンドブックにより啓発及び意識改革を図る。	地域振興課 企画課 全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	新しい公共の形成	役割分担を明確にし、行政サービスを実施する。 【改革効果目標】 (累積額) 4,432 千円	全課	実施	⇒	⇒	⇒

2. 事務事業等の見直し

(1) 施策・基本事業・事務事業の整理合理化

価値観の多様な時代の到来により複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、既存の事務事業について、所期の目的を達成した事業の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政評価を活用し、行政の役割、受益と負担の公平性の確保及び効果・効率性の視点から事務事業の整理合理化を進めます。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	施策・基本事業・事務事業の整理合理化及び「選択と集中」	施策・基本事業・事務事業について見直しを行い、整理合理化及び「選択と集中」を図る。 【改革効果目標】 (累積額) 24,133 千円	企画課 全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	国・県等の水準以上のサービスの見直し	国・県補助基準の拡大の見直し及び廃止 【改革効果目標】 (累積額) 2,895 千円	全課	実施	⇒	⇒	⇒

③	補助金等の整理 合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的または安定的運営を達成した補助金等の廃止 ・類似補助事業の廃止 ・補助金交付基準の見直し 【改革効果目標】 (累積額) 62,839 千円	企画課 財政課 全課	見直 実施	予算 反映	⇒	⇒
④	各種審議会、協議会等の整理 合理化及び事務局事務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・類似目的の団体の整理合理化 ・所期の目的を達成した団体の支援・参画廃止 ・公共的団体の事務局事務の見直し 	全課	見直 検討	調整	実施	⇒

(2) アウトソーシングの推進

行政経営の効率化の観点から、行政は戦略的な地域経営など行政でなければ対応できない部分を重点的に実施し、それ以外については、民間委託などアウトソーシングを積極的に推進します。特に、施設管理運営については、指定管理者制度を積極的に活用します。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」、いわゆる公共サービス改革法に基づく官民競争による業務のアウトソーシングについても積極的に活用するとともに、協働のまちづくりの観点から、市民等からの提案によるアウトソーシングの検討として、提案公募型公共サービス委託の制度化を検討・実施します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	民間委託の推進	定型的業務や職員が実施するよりもサービスの質・量が向上し、かつ効率化が図られる事業については、積極的に民間委託を実施する。 【改革効果目標】 (累積額) 110,685 千円					
		公立保育所（給食業務）	子育て支援課	実施	⇒	⇒	⇒
		地域包括支援センター事業	保健医療課	検討	調整	一部 実施	⇒
		広報紙配布事務	秘書広報課	実施	⇒	⇒	⇒
		上下水道徴収業務	水道課 下水道課	実施	⇒	⇒	⇒

②	指定管理者制度の活用	公の施設について指定管理者制度の導入を積極的に推進する。 【改革効果目標】 (累積額) 389,520 千円					
		産業文化ホール	生涯学習課	継続	⇒	⇒	⇒
		勤労者福祉総合センター	商工観光課	継続	⇒	⇒	⇒
		もくせいの里	保健医療課	継続	⇒	⇒	⇒
		道の駅はにゅう	商工観光課	継続	⇒	⇒	⇒
		清和園	社会福祉課	検討	調整	実施	⇒
		斎場	市民生活課	準備	実施	⇒	⇒
		図書館	図書館	検討	調整	⇒	準備
		学童保育室	子育て支援課	準備	実施	⇒	⇒
		体育館	スポーツ振興課	準備	実施	⇒	⇒
		中央公園	都市計画課	準備	実施	⇒	⇒
		市民プラザ	商工観光課	検討	準備	実施	⇒
③	公共サービス改革法の活用	公共サービスの官民競争入札により、窓口関連業務経費(経費・人材)の軽減を推進する。 (戸籍・住民票・市税・外国人・印鑑等の事務) 【改革効果目標】 (累積額) 60,600 千円	企画課 税務課 市民生活課	検討	調整	準備	実施
④	提案公募型公共サービス委託の研究・実施	市民等から民間委託の提案を受け付け、可能なものについては、アウトソーシングを実施する。	企画課 全課	研究 検討	調整	準備 募集	募集

【参考】

【既に指定管理者制度を導入している施設】

- ・ 産業文化ホール
- ・ 勤労者福祉総合センター (ワークヒルズ羽生)
- ・ もくせいの里
- ・ 道の駅はにゅう

(3) 事務執行の迅速化

行政ニーズの多様化にともない、適時・適切な行政サービスの提供が必要です。

このことから、事務処理・執行にあたっては、市民優先の視点に立って迅速に対応してまいります。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	行政手続条例に基づく標準処理期間の見直し	事務の効率化及び迅速化のため、標準処理期間の見直しを図る。	総務課 全課	検討	実施	⇒	⇒
②	事務事業の優先順位の明確化	市民主役の観点から、優先順位を定めて効率的な事務を遂行する。	全課	実施	⇒	⇒	⇒

(4) 行政評価システムの展開

羽生市行政評価システムを、施策・基本事業及び事務事業について、その妥当性、有効性、効率性及び公平性を評価し、その評価結果を改善に結びつけ、市民満足度の向上を図るための意思決定システムと位置付けます。

また、評価結果を確実に市政に反映させる必要から、総合振興計画「ひと輝くまちづくりプラン」と予算編成を連動させることとし、成果志向の行政経営を目指します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	PDCA サイクルによる事業の「選択と集中」	行政評価システムの構築により、計画(Plan) → 実行(Do) → 評価(Check) → 改善(Action)を実施し、総合振興計画と事業別予算の連動による「選択と集中」を図る。また、行政評価を実施するに当たり、第三者等を含む外部評価を制度化する。	企画課 全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	事業導入審査制度の適正な運用	平成 21 年度から実施されている事業導入審査制度について、更なる行政評価や経営感覚を取り入れた制度として運用を実施する。	企画課	実施	⇒	⇒	⇒

3. 組織機構の見直し

組織機構については、地方分権による事務の増加に対応し、また地域社会等を的確に捉え、施策等の決定及び遂行が迅速に行えることができる体制とするため、常に見直しを行います。

また、全庁的なマネジメント機能を向上させるため、部局を横断した意思決定や成果志向の行政経営が可能な組織とします。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	組織機構の簡素合理化	様々な行政課題や市民ニーズに対応するため、常に組織機構の見直しを行う。 また、組織を簡素化し、職員の戦力化を推進する。	総務課 企画課	実施	⇒	⇒	⇒
②	意思決定の迅速化	庁議「経営会議」等を充実するとともに、指揮・命令系統を簡素化し、意思決定の迅速化を図る。	秘書広報課 総務課 企画課	実施	⇒	⇒	⇒

4. 定員管理及び給与等の適正化

(1) 定員管理

平成18年度に策定した第4次羽生市行政改革大綱及び集中改革プランに基づく職員の削減計画とその達成状況は以下のとおりであります。

	定員計画 (人)	実績 (人)
平成17年4月1日 (基準年)	456	456
平成18年4月1日	442	442
平成19年4月1日	434	424
平成20年4月1日	424	418
平成21年4月1日	418	415
平成22年4月1日	400	409 (見込み)

一方、国が示した当市の普通会計^{*17}における適正職員数は432人、類似団体では463人ですが、本市の現在職員数は385人であり、大きく下回っております。(特別会計を含む全会計における職員数は平成21年4月1日現在で415人です。)

しかしながら、今後の定員については、組織機構の簡素・合理化並びに事務事業の

見直し、民間委託の推進、指定管理者制度の更なる拡大及び公共サービス改革法の検討実施により、公共が担うサービスの総量を減量し、また更なる管理職職員の戦力化、職員の複数事業担当制により、地方分権等による新たな業務の増加にも耐えられる400人体制を目指します。なお、その実現のため新たな定員適正化計画を策定します。

	職員数 (人)	減員 (退職) (人)	増員 (採用) (人)	増減 (人)
平成 22 年 4 月 1 日	4 0 9	2 9	2 3	▲ 6
平成 23 年 4 月 1 日	4 0 6	9	6	▲ 3
平成 24 年 4 月 1 日	4 0 0	1 7	1 1	▲ 6
平成 25 年 4 月 1 日	4 0 0	1 3	1 3	0
平成 26 年 4 月 1 日	4 0 0	1 3	1 3	0

なお、本計画は、現状の業務を実施していくことを前提としており、新たな広域行政の実施などにより、状況が変わった場合は、随時見直しを行うものとします。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	業務のアウトソーシングによる職員の集中化(再掲)	業務等のアウトソーシングにより、直接実施との経済比較により、有効な場合は積極的にこれを推進し、必要な業務への集中化と削減を図る。	全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	臨時職員の任用等のあり方の検討	臨時職員の意欲向上のため、臨時職員雇用にふさわしい制度の構築に努める。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒
③	任期付短時間勤務職員制度の活用	専門性の高い臨時職員の雇用制度について検討研究し、任期付短時間勤務制度を導入する。	総務課	検討	調整	実施	⇒

注 17) 普通会計

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、財政比較や統一的把握が困難なため、一定の基準で地方財政統計上統一的に用いられる会計区分

(2) 総人件費の抑制

職員の人件費については、毎年正規職員数と比例して減少しています。一方、臨時職員の人数及び賃金については増加傾向にあります。

このことは、職員の代替えとして臨時職員を任用・活用した結果であります。

職員の削減を臨時職員で対応することは経済比較の面から有効ではありますが、その傾向が一定の基準を超えた場合は、リスク管理や業務ノウハウが不十分となり、サービスの質が低下しかねない状況となります。

今後は、職員が担う部分と臨時職員等が担う部分のすみ分けと職員の適正人員配置を念頭に置いて、予算項目の人件費の削減のみならず臨時職員賃金も含めた、民間企業で言われる総人件費に視点をおいて抑制を図ります。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	総人件費の抑制	人材にかかる経費について、事務事業の総量を削減し、職員数の削減とその他職員の効率性を向上し、現状の総人件費を抑制する。 【改革効果目標】 (累積額) 364,500 千円	総務課	実施	⇒	⇒	⇒

(3) 給与等の適正化

現在、人事評価制度については一般職員を対象に実施しており、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責や目的管理型評価に基づく給与とします。

また、給与体系については、国の勧告等を参酌し、地域での適正なものとしします。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	給与等の適正化	年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与とする。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒

(4) 報酬等の見直し

審議会や委員会委員など様々な非常勤特別職が任用され、それぞれの委員に対しその役割や内容により報酬等が支払われています。

これらの報酬等は、日額・月額などの形態があり、専門的知識や職務・職責に応じたものでありますが、社会状況の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、今後、職務と報酬等について職務内容等との整合性を検討し、必要により見直しを実施します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	非常勤特別職の報酬等の見直し	審議会や委員会の非常勤特別職の報酬等について見直しを図る。	総務課	検討準備	実施	⇒	⇒

5. 職員の意識改革と人材育成

(1) 職員の意識改革

今後、地域主権社会の到来により、新たな事業の増加や様々な市民ニーズが予想され、職員は、それらについての的確な対応が求められます。

これらの課題解決について、職員は定型的に日常業務を遂行するだけでなく、自らの職務・職責を市全体としての一部として捉え、連携して果敢に取り組まなければなりません。

このことから、いわゆる「指示待ち行政」の払拭や業務に対する責任感の醸成及び前例に捉われない柔軟な発想へと意識の転換を図ります。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	自己改革力の強化	目的に対する事業のマネジメント能力の向上を図り、自ら改革する意識を醸成する。	企画課 全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	経営感覚の醸成	行政評価システムを活用し、「費用対効果」の観点による経営感覚の醸成を図る。	企画課	実施	⇒	⇒	⇒
③	人事評価制度の運用	目標管理型評価制度による人事評価を継続する。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒
④	職員提案制度の運用	行政改革等についての職員の柔軟な発想を推進し、かつ優秀な提案については積極的な導入と提案者の参画を推進する。	企画課	実施	⇒	⇒	⇒

⑤	プロジェクトチームの活用	<p>複数の部課が関連する事業及び課題について、専門的知識の集約により実施及び解決を図る。</p> <p>また、総合的な事業等の実施から職員の責任意識の向上を図る。</p>	企画課 総務課	実施	⇒	⇒	⇒
---	--------------	--	------------	----	---	---	---

(2) 人材育成

今後の地方分権や地域主権に対応した行政経営を実施していくためには、更なる職員の資質向上が必要です。

このことから、政策能力の向上、専門的かつ市民ニーズに迅速に対応できる能力の育成及び発揮のために計画的な人材育成を行います。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	政策能力の強化	<p>人材育成基本方針に基づき政策能力研修を積極的に実施し、能力向上を図る。</p> <p>特に、類似研修の未修了者を積極的に受講させる。</p>	総務課	実施	⇒	⇒	⇒
②	専門研修の強化	<p>行政サービスの高度化にともない、専門知識の習得のための研修を充実させる。</p>	総務課	検討準備	実施	⇒	⇒

6. 電子自治体の推進

(1) 行政サービスの向上

情報のネットワーク化、行政手続のオンライン化の推進、公的個人認証サービスの実施及び住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を推進し、行政サービスの向上を図ります。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	インターネットを活用した電子窓口サービスの推進	電子申請による行政サービスの向上と事務の迅速化を図る。	企画課 市民生活課 保健医療課 全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	情報の共有、活用	市ホームページと庁内グループウェアを活用した意見聴取システムを構築し、市民等と各課での情報共有を図る。	企画課 秘書広報課 全課	実施	⇒	⇒	⇒
③	住民基本台帳カードの普及	住民基本台帳カードの普及を図り、サービスの向上と事務の効率化を図る。	企画課 市民生活課	実施	⇒	⇒	⇒

(2) 行政事務の効率化

総合行政ネットワーク (LGWAN)、ICT^{注18}、マルチペイメント^{注19}などを積極的に推進し、内部事務処理の効率化・迅速化及び情報の共有化を図ります。

なお、実施にあたっては、情報セキュリティポリシーを遵守し、情報漏洩を確実に防ぎます。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	庁内 LAN、総合行政ネットワーク (LGWAN) の活用	文書交換など情報伝達の迅速化と簡素化により、事務効率の向上を図る。	企画課 全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	財務会計システムの活用、マルチペイメントの推進	財務会計と収納システムを連携し、コンビニ収納による事務の効率化を図る。 また、地方税等のクレジットカード収納の検討を進め、収納率の向上、収納事務の迅速化と効率化を図る。	企画課 財政課 税務課 収納課 会計課	検討	準備	実施	⇒

注 18) ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。国際的には IT にコミュニケーションを加えた ICT のほうが定着している。

注 19) マルチペイメント

多様な方法での支払い。

【マルチペイメントネットワーク】 収納機関（地方公共団体も含む）と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者は ATM、電話、パソコン等の各種チャンネルを利用して公共料金等の支払ができ、即時に消し込み情報が収納機関に通知されるシステム。

7. 公共施設の運営適正化

(1) 公共施設の統合・廃止・再配置の検討

本市の公共施設は、多くの施設で老朽化が進み、今後その改修に莫大な費用がかかることから、その全てを維持することは極めて困難な状況です。

また、国庫補助金を受けて建設した施設については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の運用緩和により、一定の条件のもと補助金の返還を求めないこととされました。

このことから、施設の効率的な管理運営については、社会状況の変化等からその設置目的が薄くなったもの、他施設との集約化が可能な施設または利用率が低く市民貢献度が低い施設については、積極的に統合・廃止・再配置を推進します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	公共施設の統廃合の検討・実施	公共施設ごとの役割を見直し、施設の統廃合を推進し、保有数を減らすことにより、財政負担の軽減を図る。 【改革効果目標】 (累積額) 331,565 千円					
		女性センター	人権推進課	調整	実施 (廃止)		
		保育所	子育て支援課	調整	一部 実施 (統合)	調整	⇒
		中央地域活動センター (中央公民館)	地域振興課	検討	⇒	⇒	⇒
		あだたら高原少年自然の家	生涯学習課	準備	実施 (廃止)		

(2) 公共施設の効率的運用

存続する公共施設については、民間委託等を活用し効率的に管理運営するとともに、複合化による利用率の向上を図る。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	公共施設の効率的運用	公共施設の利用率の向上や効率的運用を図る。	全課	実施	⇒	⇒	⇒

8. 自主性・自立性の高い財政運営の確立

(1) 財政健全化の推進

持続可能な行政サービスを提供し、かつ羽生市総合振興計画を着実に実行するため、中期的な財政需要の推計をします。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	中期財政推計の把握	羽生市総合振興計画及び行政改革大綱と連動した中期的な財政需要推計の把握をする。	財政課	策定	⇒	⇒	⇒

(2) 自主財源等歳入の確保

自主財源は、羽生市独自の政策や事業を行うなど基本的原資であることから、これまでも市税等の確保や使用料をはじめとする特定サービスに対する負担の明確化などにより適正に確保してきました。加えてふるさと応援寄附について制度化し、新たな財源を確保しました。

今後についても、自主財源確保のため、引き続き市税の確保や受益と負担の公平性の観点から常に使用料等の見直しを行います。

また、公有財産の有効活用と当面利用する目的のない財産について処分するなど積極的に財源の確保に努めます。

加えて、これまでふるさと応援寄附など新たな財源確保に努めていますが、今後も更なる財源について検討します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	市税等の確保	<p>負担と公平性を確保し、収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納の解消 ・収納方法の多様化の検討 ・新規滞納を抑制するための早期対応 <p>【市税】 収納率 94.0%の確保</p> <p>【国保税】 収納率 69%の確保</p> <p>【改革効果目標】 (累積額) 588,000 千円</p>	税務課 収納課 保健医療課	実施	⇒	⇒	⇒
②	使用料・手数料・受益者負担の適正化	<p>使用料・手数料・受益者負担金については、常に見直しを行い、受益と負担の公平性の確保に努める。</p> <p>【改革効果目標】 (累積額) 36,997 千円</p>	企画課 全課	調査	見直し	実施	⇒
③	未利用財産の活用	<p>未利用地の処分により財源の確保を図る。</p> <p>また、貸付等が可能な物件については有効活用を図る。</p> <p>【改革効果目標】 (累積額) 54,900 千円</p>	財政課	実施	⇒	⇒	⇒
④	新たな財源確保の検討	<p>自主財源確保のため、新たな財源を確保する。</p> <p>【改革効果目標】 (累積額) 3,600 千円</p>					
		ふるさと応援寄附金	企画課	実施	⇒	⇒	⇒
		ホームページ・バナー広告の推進	企画課	実施	⇒	⇒	⇒
		事務用品の広告掲載	財政課	実施	⇒	⇒	⇒
		広報紙の広告掲載の推進	秘書広報課	実施	⇒	⇒	⇒

	(新) 施設命名権付与(ネーミング・ライツ)の推進	財政課 全課	検討	調整	実施	⇒
	(新) 公共施設の有料広告の推進	財政課 全課	検討	調整	実施	⇒

(3) 経費の節減合理化

市の行政活動は、市民の貴重な税金等で賄われていることを念頭に置き、経費の使途については効率的運用を第一に「ひと・もの・かね」の整理合理化を進め、経費の節減を図ります。

特に会議等については、その参加者の増加により、活動経費が膨大化することから、事前に課題等の情報共有を図り、短時間でかつ有意義な会議とします。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	会議の短縮化	会議時間を最長2時間とし、事前の資料配布と最小限の説明と報告事項の圧縮に努め、課題検討時間を確保する。	全課	実施	⇒	⇒	⇒
②	経常経費の節減	経常経費について節減に努める。 【改革効果目標】 毎年度額の3%削減 (累積額) 159,000 千円	全課	実施	⇒	⇒	⇒
③	時間外勤務手当の縮小	職員400人体制の実現により、職員1人当たりの業務量は増加傾向にあるが、勤務時間内の業務執行を工夫し、時間外勤務の圧縮に努める。 【改革効果目標】 平成20年度額の10%削減 (累積額) 28,000 千円	全課	実施	⇒	⇒	⇒
④	刊行物の広報への集約化	各課における、単独印刷物を廃止し、可能な限り広報紙に集約する。 (広報編集委員会の設立)	秘書広報課 全課	実施	⇒	⇒	⇒

9. 地方公営企業の経営健全化

本市の地方公営企業は、地方公営企業法適用事業が水道事業、非適用事業が下水道事業であります。これらの事業は独立採算を基本原則としているため、経営的手法を十分取り入れて運営する必要があります。

水道事業については、配水施設の大規模な修繕が将来必要であり、また、下水道事業については、水質浄化センターの老朽化による大規模改修が実施されており大きな借入金が発生しています。

については、両事業について、平成16年4月「地方公営企業の経営の総点検について」に基づき、経営健全化を図ります。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	経営健全化計画の策定	安定した事業経営を推進するため、中長期的な計画を策定し、事業を推進する。	水道課 下水道課	実施	⇒	⇒	⇒
②	自主財源等歳入の確保	安定的な事業経営のため、自主財源の確保を図る。 【改革効果目標】 (累積額) 20,000 千円	下水道課	見直し	準備	実施	⇒
③	経費の節減・合理化	事業運営にかかる経費について、民間委託等との経済比較を行い、経費の節減に努める。	水道課 下水道課	実施	⇒	⇒	⇒
④	情報公開の推進	水道事業及び下水道事業は、特定受益者の負担により運営されていることから、その運営について説明責任や透明性確保のため積極的にその活動を公開する。	水道課 下水道課	実施	⇒	⇒	⇒

10. 外郭団体等の経営改革

(1) 第三セクターの経営改善

第三セクターは、市の施策と密接に関わりながら、公共サービスの提供者として重要な役割を担ってきましたが、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、また、近年、公益法人改革による財団法人及び社団法人の制度改正が平成25年11月

末に完全施行されることにともない、その存続意義や社会環境は大きく変化しています。

国においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、その将来負担について第三セクターの経営状況も影響することから、平成20年6月に第三セクター等の改革を改めて要請しています。

今後は、第三セクターの存続や市の関与について抜本的に見直しを図るとともに、存続する団体については経営状況の監視や情報公開に努め、健全経営へ取り組むよう要請します。

なお、第三セクターとは、総務省による「第三セクターに関する指針」において示された団体で、本市においては羽生市土地開発公社、財団法人羽生市地域振興センター、社団法人羽生市シルバー人材センター及び株式会社羽生の里とします。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	存続・統廃合・整理等の検討	目的が薄くなった団体について、存廃の検討を実施する。 【改革効果目標】 (累積額) 40,000 千円	企画課 関係課	検討	調整	実施	⇒
②	監査体制の強化	存続する団体については、財政支援団体への監査により、経営状況の点検を強化する。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒
③	情報公開の推進	経営状況や市の財政的支援について、情報公開に努める。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒

(2) 外郭団体の経営改善

本市の外郭団体は、第三セクターのほかに、社会福祉法人羽生市社会福祉協議会があり、福祉的ニーズに対応すべく施策の拡大とそれともなう県・市の財政支援が発生しています。

しかしながら、全国的な景気低迷等により、上位機関や県等の厳しい財政状況から財政支援が減少したことにより、結果として市の財政的支援が増加傾向にあります。

これらのことから、本市の厳しい財政状況では、本団体についても、本市と同様に経営改革を進めなければ運営は厳しい状況となります。

そこで、自主財源の確保や事業の「選択と集中」及び経費の節減などを実施し、持続的な運営を図るよう要請します。

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	監査体制の強化	財政支援団体への監査により、経営状況の点検を強化する。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒

1 1. 広域連携による業務の効率化

本市においては、その運営に膨大な経費を要する事業についての広域行政として、過去に食肉センターや清掃組合などを組織化・事業推進してきましたが、現在は解散し、これらの事業は実施していない状況です。

また、現在、埼玉県的主导により消防事業の広域化の協議が進められています。

広域行政は、単独の市町村で処理できない事業等について共同してその事業を実施し、効率化を図ることが目的であるため、本市の財政状況を考えると、今後は積極的に推進する必要があります。

このことから、以下の事業について、積極的に広域化について近隣自治体へ働きかけを行います。

- ・ 消防事業
- ・ ごみ処理事業
- ・ 斎場事業

	実施事項	取り組み内容	関係課	年度			
				22	23	24	25
①	消防事業の広域化の推進	消防の広域化を積極的に推進する。	消防本部	協議	⇒	実施(予定)	⇒
②	ごみ処理事業の広域化の推進	清掃センターの耐用年以内に広域化を進める。	環境課	検討	⇒	協議	⇒
③	斎場の広域化の推進	斎場の耐用年以内に広域化を進める。	市民生活課	検討	⇒	協議	⇒